

ID: 75

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	仮設備設置の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町仁井田地区コミュニティセンター管理規則 第7条(第10条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成6年教育委員会規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (仮設備の設置)</p> <p>第7条 場内に仮設備を設置しようとする者は、所長の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日